

《井原市統計調査員候補者登録制度に関するQ&A》

Q 調査員の仕事はどれくらいの期間ですか？

A 調査によって異なりますが、調査員の任命期間は1、2カ月のものがほとんどです。「家計調査」のように1年間を通じて毎月調査するものもあります。

Q 調査期間中は毎日忙しいのですか？

A 毎日朝から夜まで調査活動をしなければならないものはほとんどありません。きちんと計画を立てて、市が指定した期限までに責任をもって提出いただければよいことになっています。

Q 調査活動の曜日・時間帯は？

A 調査によって異なります。会社などは平日日中に接触できる日が多いのですが、夜間営業の事業所や共働き世帯などはやむを得ず夜間や休日に訪問しなければならない場合もあります。

Q 登録をすればすぐに調査の依頼があるのですか？

A 統計調査は年1～3回程度行われ、その実施時期はあらかじめ決められていますので、登録後すぐに調査のお願いをすることは限りません。また、統計調査ごとに実施する区域が異なるため、調査従事希望地区などを考慮して、それぞれの調査に適した方をお願いすることになります。したがって、調査のお願いをしない年もあります。

Q 調査活動中に事故にあったり、けがをしたら？

A 調査期間中は非常勤の公務員になり、一般の公務員と同様に公務災害補償が適用されます。ただし、自動車運転中の事故には適用されません。